建設局総務部職員課担当係長、建設局支部書記長との事務折衝

令和7年6月30日

事業所の職員にかかる勤務労働条件について事務折衝(議事録)

(局)

今般、東部方面管理事務所設備課の職員1名、水質試験所の職員1名、鶴見緑地 公園事務所の職員1名、西部方面管理事務所設備課の職員3名、市岡工営所の職 員2名、南部方面管理事務所設備課の職員4名、平野工営所の職員6名、長居公 園事務所の職員1名、北部方面管理事務所管理課の職員3名、扇町公園事務所の 職員2名について、月間の時間外労働時間が30時間を超える見込みであること から、36協定第4条に基づく特別延長を実施したいと考えているので、よろしく お願いしたい。

(支部)

当該職員に関する時間外労働時間の特別延長については了解した。

なお、管理監督者においては、今後とも適切な業務執行管理を行い、時間外労働 の縮減に努められたい。

また、やむを得ず時間外労働を実施する場合には、職員の健康状態に十分配慮した上で就労させるよう、今一度求めておく。

(局)

適切な業務執行管理及び時間外労働の縮減については、引き続き管理監督者に要請するとともに、職員の健康状態についても、今後とも十分に配慮していきたい。